

証券コード 5699
2022年3月11日

株 主 各 位

兵庫県たつの市揖保川町正條379番地
株 式 会 社 イ ボ キ ン
代表取締役社長 高 橋 克 実

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、株主総会会場において株主様の感染予防及び感染防止拡大のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第38期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ibokin.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

- ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ibokin.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応

<株主様へのお願い>

- ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。
- 会場受付付近に設置の消毒液をご利用のうえ、ご入場くださいますようお願い申しあげます。
- 会場受付付近にて検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合など、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、株主総会運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<株主総会当日の当社の対応について>

- 本株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本株主総会においては、例年より開催時間を短縮して行うため、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- 本年は、株主総会に**ご出席の株主様へのお土産は取り止め**とさせていただくことと致します。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- 今後の状況や政府の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ibokin.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大と収束を繰り返しつつも、ワクチン接種の進展や新薬の開発を背景に、一部業種で持ち直しの動きが見られました。他方海外では、経済活動の急速な回復による原油価格の高騰や半導体等の部品供給の不足により生産活動に制限が加わりました。その他インフレへの懸念や、米・中・露等の大国に関わる地政学リスクの高まりが、コロナ禍と相まって一層先行きが不透明な状況になっております。

このような経済情勢の下、当社グループは、従前の水準まで営業活動を再開させるため、解体事業を核とした工事現場から発生するスクラップの買取り、産業廃棄物収集運搬及び中間処理までを一貫して完結する「ワンストップ・サービス」を強みとした営業展開を強化させるとともに、業務の効率化を中心とした費用削減の取り組みを進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は8,433,172千円（前期比54.7%増）、営業利益は786,862千円（同140.3%増）、経常利益は809,998千円（同98.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は509,529千円（同77.9%増）となりました。

各セグメント別の状況は以下のとおりです。

<解体事業>

解体工事の需要は堅調に推移し、大型案件14件を含め完工件数は217件となりました。前連結会計年度は新型コロナウイルス蔓延の影響を受け新規受注が一時減少しましたが、当連結会計年度はやや持ち直しの傾向となりつつあります。

これらの結果、売上高は1,891,091千円（前期比36.7%増）、営業利益は325,921千円（同29.0%増）となりました。受注残高につきましても771,247千円と順調に推移しております。

<環境事業>

産業廃棄物処理受託の取扱量は24,308トンと前連結会計年度から微増し、再生資源販売の取扱量は14,561トンと堅調に推移しました。前連結会計年度においては、資源価格が低水準で推移したため、再生資源販売が伸び悩みましたが、当連結会計年度においては資源価格が高水準で推移したことで再生資源販売が伸長し、利益率の向上に寄与しました。

これらの結果、売上高は1,794,939千円（前期比25.9%増）、営業利益は217,858千円（同360.3%増）となりました。

<金属事業>

スクラップの取扱量は60,765トンと堅調に推移しました。前連結会計年度においては、鉄スクラップ等の資源価格が一時急落したことで売買差益が減少しましたが、当連結会計年度においては、資源価格が高水準で推移し、また一時急騰したことで売買差益が増加しました。

これらの結果、売上高は4,747,141千円（前期比79.6%増）、営業利益は243,082千円（同786.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施致しました当社グループの設備投資の総額は166,275千円で、その主なものは次のとおりであります。

機械装置	油圧ショベル	45,900千円
------	--------	----------

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施致しました設備投資等に係る所要資金は、自己資金により充当致しました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2018年12月期)	第 36 期 (2019年12月期)	第 37 期 (2020年12月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高(百万円)	6,465	6,250	5,453	8,433
経常利益(百万円)	317	350	408	809
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	223	281	286	509
1株当たり当期純利益 (円)	81.51	82.16	84.46	150.27
総資産(百万円)	4,807	4,599	5,172	5,761
純資産(百万円)	2,631	2,854	2,998	3,618
1株当たり純資産額 (円)	767.83	835.89	884.29	1,067.24

(注) 2018年3月30日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 国 徳 工 業	10百万円	100%	プラントなどの建築構造物の解体工事

(6) 対処すべき課題

① 解体事業の拡充

1960年代に建設されたビルやプラントなどの建築構造物は50年以上が経過し、それ以降の高度経済成長期に建設された膨大な数の建築物も順次更新されることになるため、安全で環境保全にも配慮した適正な解体工事に対する社会的なニーズは、全国的に広範囲な規模で今後急速に高まってくるものと予想されます。

国土交通省では、適正・適法な解体工事が施工される施策として1971年に制定された建設業の許可に係る28業種区分を見直し「解体工事業」が新設されました。2019年には完全許可制度となり、2021年には一定の要件を満たす技術者制度が導入されました。

下請に対する発注金額が4千万円以上の解体工事は特定建設業許可を取得することが義務付けられており、一級国家資格を持つ監督員（監理技術者）が現場に常駐する必要がありますので、大型工事1件の元請受注に対し1名の監理技術者が必要となります。即ち会社に所属する監理技術者数が同時並行して施工できる工事数になります。従来の解体工事業界は下請体質であり、施工技術を有してはいるものの工事管理能力のある工事業者は少なく、多くの業者は「一般建設業」で営業しており、数少ない特定建設業許可業者でも一般的には一級国家資格者が多く在籍する企業は多くないのが実状であります。

このような中、当社は特定建設業許可を取得し、2021年12月末時点においては7名の一級施工管理技士が在籍しておりますが、今後も有資格者並びに施工管理体制を拡充し、大型工事の元請受注件数を増加させていくことで売上高の増加を目指してまいります。

② 事業領域の拡充

当社グループは、ビルやプラントなどの建築物、産業機械や電子機器類等都市に埋蔵された様々な資源を解体・収集し、再生のための多様なソリューションを提供する「都市鉱山開発企業」として、お客様から信頼される質の高いサービスを提供しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の行動様式の変容とDXに向けた技術革新が相まって生じる社会構造の変化は、都市鉱山から排出される都市資源の排出元や内容にも変化をもたらし、リサイクルに対する社会的ニーズはますます多様化することが予想されます。このような変化に対して機敏に反応し、柔軟に対応する体制を構築することが課題となります。

当社グループが現在行っている金属やプラスチック、木材などのリサイクル事業を深掘りし、リサイクル技術を高めることで、廃棄物から有用金属、プラスチックなどのリサイクル資源の回収率を高めるとともに、リサイクル過程で発生する廃棄物及び外部から受け入れた廃棄物からリサイクル資源を製造する事業を強化し、リサイクル率と再生資源の付加価値を高めてまいります。これらに加えて、ビルやプラントなど建築物を解体する解体事業においては、工事現場で発生する副産物としての鉄スクラップや木材などの有用資源のリサイクル率を高めるとともに、同時に発生する産業廃棄物を環境保全に配慮した上で、適正・適法に処理を行うことが重要な課題です。

また、循環資源を継続的に安定して受け入れることも重要な課題であると認識しております。金属事業は、1973年創業以来49年間に亘る事業であり地域における安定的な集荷基盤を有しておりますが、変化に応じた積極的な営業展開を行うことにより、新規仕入先の開拓に努めてまいります。環境事業につきましては、ゼネコンやハウスメーカー等の建設業及び厨房用冷凍・冷蔵機器メーカーや自動販売機等の複合素材並びにMRI等の医療機器メーカーとも多年に亘る信頼関係を元にした安定的な循環資源の受け入れ態勢は整っておりますが、家電量販店やネット通販企業等大規模な排出元となる大手企業に対する積極的な営業展開を行い、新規顧客の開拓に努めてまいります。

大手リース会社やアセットマネジメント関連企業とのタイアップにより排出元の企業におけるリース資産の除却や廃棄に際して、当社グループのトータルソリューションを提供するリサイクルビジネスを展開しておりますが、今後とも物流倉庫や工場の閉鎖等に関する案件情報を共有し、循環資源の調達の幅を拡げ売上高の増加を目指してまいります。

③ 事業地域の拡大

解体工事を全国規模で展開していく中において、工事現場で副産物として発生する有用金属や産業廃棄物のリサイクル及び適正処理が重要な課題であることは前述のとおりですが、これらの静脈産業で取り扱う金属スクラップや産業廃棄物の付加価値は、自動車や電気製品などブロードクトアウトされる動脈産業の製品に比較すると格段に低い傾向にあります。従って、広範な地域をまたがって移動させる経済合理性は望めませんので、それらを取り扱うスクラップや産業廃棄物処理業者も全国に点在しているのが実状です。

一方、当社グループの顧客となる大手企業は、事業拠点を全国に展開していることから、全国規模で施工される解体工事や、それに伴って発生する廃棄物を一括して安心できる一企業グループに委託したいという潜在的なニーズが存在します。このニーズは、広域での廃棄物処理の場合、煩雑な処理委託先管理の合理化、処理品質、コンプライアンス、価格の合理性といったものとなります。

当社グループは、2015年6月に全国の同業他社と当社を含めた7社での包括業務提携を締結しているほか、全国の優良なリサイクル企業約30社とアライアンス・ネットワークを形成しており、今後当社グループが全国規模で解体事業を展開する過程で発生する副産物のリサイクル資源の販売先及び産業廃棄物の適正な処理委託先として相互の業務提携活動を積極的に推進し、上述のニーズに対応してまいります。

④ 内部管理体制の充実と機能向上

当社グループは、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保及び法令順守の徹底を進め、その整備を実施致しました。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査により定期的なモニタリングの実施と内部監査室と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、当社グループは、経営環境や市場の変化、顧客の動向に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図るとともに、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上を図ってまいります。

また、当社グループは、今後も一層の事業拡大を見込んでおりますので、更なる内部管理体制の強化を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループは、今後の事業拡大に合わせ、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが、当社グループの施工体制や生産工程の拡充並びに安全衛生管理体制及び環境保全体制強化の観点からも、重要な経営課題であると認識しております。

この課題を克服するために、当社グループは社内教育を充実させ社員の資質向上を図り、社員一人ひとりがレベルアップするとともに、管理職及びリーダーの育成を強化し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

(7) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
解体事業	建築構造物やプラント・機械設備の撤去及び解体工事事業
環境事業	顧客より排出される廃棄物を再資源化する環境ソリューション事業
金属事業	鉄鋼を中心に金属原料、非鉄金属の加工販売を主とするリサイクル事業

(8) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

① 当社

本部ビル	兵庫県たつの市揖保川町山津屋140番地14
本社工場	兵庫県たつの市揖保川町正條379番地
龍野工場	兵庫県たつの市揖保町揖保中198番地1
阪神事業所	兵庫県尼崎市大浜町一丁目31番地1
東京支店	東京都千代田区内神田二丁目16番11号
福島支店	福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚590番地の16

（注）2021年6月に本部ビルを新設し、管理本部及び解体工事部が移転し稼働しております。

② 子会社

株式会社国徳工業	大阪府堺市堺区神南辺町一丁54番1号
----------	--------------------

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
解体事業	37 (一) 名	2名減 (一)
環境事業	47 (3)	— (一)
金属事業	27 (一)	2名増 (一)
全社 (共通)	38 (一)	1名減 (一)
合計	149 (3)	1名減 (一)

- (注) 1. 従業員数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であります。
2. 従業員数欄の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。
3. 臨時従業員数には、パートを含み、派遣社員は含んでおりません。
4. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門及び運輸部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
132 (3) 名	3名増 (一)	40.3歳	6.1年

- (注) 従業員数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	193百万円
株式会社三井住友銀行	104
株式会社みずほ銀行	23

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,713,600株 |
| (3) 株主数 | 1,845名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
H S 興 産 株 式 会 社	640千株	37.75%
高 橋 克 実	140	8.26
民 事 信 託 口 受 託 者 高 橋 克 実	80	4.72
イ ボ キ ン 従 業 員 持 株 会	47	2.79
MSCO CUSTOMER SECURITIES	33	1.96
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	27	1.59
川 島 敏 邦	20	1.22
山 崎 喜 博	20	1.18
高 橋 守	18	1.06
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	17	1.06

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式 (18,358株) は上記大株主から除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 2021年12月7日付けで公衆の縦覧に供されている変更報告書NO.2において、高橋克実氏が親族との間で締結していた信託契約 (80千株) を2021年11月30日付けで解除し、贈与契約 (42千株) がなされた旨の記載がされておりますが、株主名簿では確認できないため、当事業年度末での状況を記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2021年11月12日開催の取締役会の決議に基づき、2022年1月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。これにより、2021年12月31日 (当日は休日につき、実質的には2021年12月30日 (木)) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

これにより、株式分割後の発行可能株式総数は12,800,000株に、発行済株式総数は3,427,200株となります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 橋 克 実	
常 務 取 締 役	山 崎 喜 博	管理本部管掌、解体事業部長、㈱国徳工業（当社子会社）代表取締役
取 締 役	高 橋 守	金属事業部長
取 締 役	永 津 洋 之	永津公認会計士事務所代表、税理士法人マインド・アーキテクト代表社員、㈱アイキューブドシステムズ社外監査役、㈱D.L.社外取締役
取 締 役	橋 本 法 知	加賀電子㈱社外取締役
常 勤 監 査 役	戸 塚 い づ み	
監 査 役	朝 生 一 夫	
監 査 役	富 高 重 則	

- (注) 1. 常務取締役山崎喜博氏は2021年11月1日より当社解体事業部長及び㈱国徳工業（当社子会社）代表取締役を兼職しております。
2. 取締役永津洋之氏及び橋本法知氏は、社外取締役であります。
3. 監査役戸塚いづみ氏及び朝生一夫氏は、社外監査役であります。
4. 取締役永津洋之氏は、公認会計士の職務を通じて培われた財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役橋本法知氏は、他社での役員経験のほか、経営全般に関する高い見識を有しております。
6. 常勤監査役戸塚いづみ氏は、ISO(International Organization for Standardization)／国際標準化機構のアドバイザーとして取得支援に携わり、コンプライアンス管理・リスク管理・システム構築に知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

1. 報酬等の構成・内容

金銭による報酬のみで株式、新株予約権及びその取得費用としての報酬の規定はありません。また、業績連動報酬についても導入しておりません。

2. 報酬決定のプロセス及び支給

当社は、いわゆる総額枠方式を採用し、取締役及び監査役の報酬総額の上限を株主総会で決定し、当該総額の範囲内で取締役会及び監査役会で個別報酬額を決定しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91 (12)	91 (12)	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (12)	16 (12)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	108 (24)	108 (24)	—	—	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年3月26日開催の第36期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役年額50百万円内）と決議いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第34期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 各取締役の個別の報酬額につきましては、報酬等の決定に関する方針に基づき、取締役の報酬等の決定方針に従った適時・適切な個人別の報酬等の内容決定のため、取締役会からさらに代表取締役に一任されており、代表取締役は、各取締役の職務の内容及び実績等を踏まえ、取締役会の場において個別の報酬額を決定しております。なお、監査役については、監査役の協議により個別の報酬額が決定されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役永津洋之氏は、永津公認会計士事務所の代表、税理士法人マインド・アーキテクトの代表社員、株式会社アイキューブドシステムズの社外監査役及び株式会社ＤＬの社外取締役であります。永津公認会計士事務所、税理士法人マインド・アーキテクト、株式会社アイキューブドシステムズ及び株式会社ＤＬと当社との間には特別な関係はありません。

取締役橋本法知氏は、加賀電子株式会社の社外取締役であります。加賀電子株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況、発言状況 及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 永 津 洋 之	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席致しました。主に公認会計士の職務を通じて培われた知見により、取締役会では積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 橋 本 法 知	2021年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席致しました。主に他社での役員経験による高い知見により、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 戸 塚 い づ み	当事業年度に開催された取締役会17回開催のうち16回出席し、また、開催された監査役会16回全てに出席致しました。特にコンプライアンス管理等について質問・提言等を適宜行うことにより監査機能を発揮しております。
社外監査役 朝 生 一 夫	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、開催された監査役会16回全てに出席致しました。特に安全管理等について質問・提言等を適宜行うことにより監査機能を発揮しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,169,468	流 動 負 債	1,605,058
現 金 及 び 預 金	1,971,588	買 掛 金	353,956
受取手形及び売掛金	745,569	工 事 未 払 金	93,672
完 成 工 事 未 収 入 金	104,782	短 期 借 入 金	100,000
商 品 及 び 製 品	2,777	1年内返済予定の長期借入金	229,782
仕 掛 品	10,581	リ ー ス 債 務	34,814
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	115,948	未 払 金	111,775
未 成 工 事 支 出 金	180,530	未 払 法 人 税 等	229,324
そ の 他	37,771	未 成 工 事 受 入 金	107,324
貸 倒 引 当 金	△81	賞 与 引 当 金	15,269
固 定 資 産	2,592,272	受 注 損 失 引 当 金	10,815
有 形 固 定 資 産	1,944,006	そ の 他	318,323
建 物 及 び 構 築 物	281,724	固 定 負 債	538,190
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	552,198	長 期 借 入 金	102,379
最 終 処 分 場	70,709	リ ー ス 債 務	92,053
土 地	856,650	繰 延 税 金 負 債	31,393
リ ー ス 資 産	149,265	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	268,627
建 設 仮 勘 定	11,213	退 職 給 付 に 係 る 負 債	14,232
そ の 他	22,244	資 産 除 去 債 務	29,505
無 形 固 定 資 産	47,657	負 債 合 計	2,143,248
の れ ん	607	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	47,050	株 主 資 本	3,506,777
投 資 そ の 他 の 資 産	600,608	資 本 金	130,598
投 資 有 価 証 券	428,267	資 本 剰 余 金	945,418
保 険 積 立 金	125,439	利 益 剰 余 金	2,481,925
繰 延 税 金 資 産	4,709	自 己 株 式	△51,164
そ の 他	42,192	その他の包括利益累計額	111,714
		その他有価証券評価差額金	111,714
資 産 合 計	5,761,740	純 資 産 合 計	3,618,492
		負 債 純 資 産 合 計	5,761,740

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上	高価		8,433,172
売上	原価		6,835,031
販売費	総一般管理費		1,598,141
営業外	利益		811,278
営業外	損失		786,862
受取利息	当金	56	
受取配手金	手数料	10,007	
受助成	収入	4,477	
その他	他	10,165	
営業外	費用	6,674	31,382
支払	利息	6,994	
その他	他	1,252	8,246
経常	利益		809,998
特別	利益		
特	利益	2,356	2,356
特	損失		
特	損失	12,644	12,644
税金等調整前	当期純利益		799,710
法人税、住民税及び事業税		274,608	
法人税等調整額		15,572	290,181
当期純利益			509,529
親会社株主に帰属する	当期純利益		509,529

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	130,598	945,418	2,023,256	△50,597	3,048,675
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△50,861		△50,861
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			509,529		509,529
自 己 株 式 の 取 得				△567	△567
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	458,668	△567	458,101
当 期 末 残 高	130,598	945,418	2,481,925	△51,164	3,506,777

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△50,259	△50,259	2,998,415
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△50,861
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			509,529
自 己 株 式 の 取 得			△567
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	161,974	161,974	161,974
当 期 変 動 額 合 計	161,974	161,974	620,076
当 期 末 残 高	111,714	111,714	3,618,492

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,564,406	流 動 負 債	1,455,137
現金及び預金	1,460,713	買掛金	356,077
受取手形	131,866	工事未払金	81,811
売掛金	583,539	短期借入金	100,000
完成工事未収入金	102,225	1年内返済予定の長期借入金	206,934
商品及び製品	2,777	リース負債	34,426
仕掛品	10,581	未払金	106,306
原材料及び貯蔵品	115,948	未払費用	99,018
未成工事支出金	125,960	未払法人税等	221,397
前渡金	2,958	未成工事受入金	59,408
前払費用	22,374	預り金	23,076
その他の金	5,543	賞与引当金	15,269
貸倒引当金	△81	注損引当金	850
固 定 資 産	2,654,963	受その他の金	150,560
有形固定資産	1,814,604	固 定 負 債	506,844
建物	231,433	長期借入金	79,467
構築物	50,291	繰上負債	91,407
機械及び装置	358,543	繰延税金負債	31,393
車両運搬具	65,204	退職給付引当金	14,232
工具、器具及び備品	21,865	役員退職慰労引当金	260,839
最終処分場	70,709	投資負債	29,505
土地	856,650	負債合計	1,961,982
リース資産	148,692	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	11,213	株 主 資 本	3,145,673
無 形 固 定 資 産	45,783	資本	130,598
ソフトウェア	2,507	資本剰余金	945,418
その他の金	43,275	資本準備金	90,598
投資その他の資産	794,575	その他の資本剰余金	854,819
投資有価証券	428,267	利益剰余金	2,120,821
関係会社株	201,730	利益準備金	10,000
出資金	1,061	その他の利益剰余金	2,110,821
長期貸付金	1,291	特別償却準備金	0
保険積立金	125,439	別途積立金	15,000
その他の金	36,786	繰越利益剰余金	2,095,821
資産合計	5,219,370	自己株式	△51,164
		評価・換算差額等	111,714
		その他有価証券評価差額金	111,714
		純 資 産 合 計	3,257,388
		負債純資産合計	5,219,370

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,807,761
売上原価	6,333,617
売上総利益	1,474,144
販売費及び一般管理費	744,391
営業利益	729,752
営業外収益	
受取利息	54
受取配当金	10,005
受取手数料	4,477
助成金収入	4,938
その他	5,679
営業外費用	
支払利息	6,489
その他	500
経常利益	747,918
特別利益	
固定資産売却益	2,356
特別損失	
固定資産除却損	12,644
税引前当期純利益	737,630
法人税、住民税及び事業税	264,198
法人税等調整額	1,539
当期純利益	471,893

株主資本等変動計算書

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	130,598	90,598	854,819	945,418	10,000	3,816	15,000	1,670,973	1,699,789
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△50,861	△50,861
当 期 純 利 益								471,893	471,893
特別償却準備金の 取 崩						△3,816		3,816	－
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△3,816	－	424,848	421,032
当 期 末 残 高	130,598	90,598	854,819	945,418	10,000	0	15,000	2,095,821	2,120,821

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△50,597	2,725,208	△50,259	△50,259	2,674,948
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△50,861			△50,861
当 期 純 利 益		471,893			471,893
特別償却準備金の 取 崩		－			－
自己株式の取得	△567	△567			△567
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)			161,974	161,974	161,974
当期変動額合計	△567	420,465	161,974	161,974	582,439
当 期 末 残 高	△51,164	3,145,673	111,714	111,714	3,257,388

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社イボキン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 堀 内 計 尚
公認会計士 余 野 憲 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イボキンの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イボキン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社イボキン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 内 計 尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	余 野 憲 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イボキンの2021年1月1日から2021年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

株 式 会 社 イ ボ キ ン 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 戸 塚 い づ み ㊞
(社外監査役)

監 査 役 朝 生 一 夫 ㊞
(社外監査役)

監 査 役 富 高 重 則 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題と認識しており、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を維持していくことを基本方針としております。

上記の方針のもと、当社グループの経営状況及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

なお、期末配当は、前期に比べ15円増配し、1株につき45円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭と致します。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金45円と致したいと存じます。
なお、この場合の配当総額は76,285,890円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月30日と致したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
1	たか はし かつ み 高 橋 克 実 (1969年5月6日生)	1993年3月 津田鋼材株式会社（現 三井物産スチール株式会社） 入社 1995年5月 株式会社ヤタカ 入社 1998年6月 当社 入社 2002年10月 当社 常務取締役 2003年10月 当社 専務取締役 2007年10月 当社 代表取締役社長（現任）	140,000株
	【選任理由】 高橋克実氏は、当社代表取締役として、長年にわたり当社経営の指揮を執り、強いリーダーシップを発揮しております。経営者としての見識、豊富な経験と実績に基づき、経営全般の適切な監督と意思決定ができるバランス感覚を有することから、今後の当社グループの企業価値向上に必要であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。		
2	やま さき よし ひろ 山 崎 喜 博 (1955年8月14日生)	1978年4月 丸紅株式会社 入社 2003年1月 当社 入社 2007年11月 当社 常務取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社国徳工業 代表取締役	20,000株
	【選任理由】 山崎喜博氏は、当社常務取締役として、長年にわたり当社の経営全般に関する役割と責任を果たしております。その見識、豊富な経験と実績に基づき、今後も当社グループの更なる成長戦略の推進に必要であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
3	たか はし まもる 高 橋 守 (1961年1月21日生)	1981年2月 株式会社岩田建材 入社 1984年6月 金海建材 入社 2000年2月 当社 入社 2010年5月 当社 製造部統括部長 2016年2月 当社 取締役金属事業部長（現任）	18,000株
	【選任理由】 高橋守氏は、当社の事業部門における経営に関し、その役割と責任を果たしております。その見識、豊富な経験と実績に基づき、当社グループの更なる事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現に必要であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。		
4	なが つ ひろ ゆき 永 津 洋 之 (1970年10月11日生) 社 外 独 立	1996年8月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）福岡事務所 入所 2000年8月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）小倉連絡事務所 兼 福田公認会計士事務所 入所 2004年8月 永津公認会計士事務所 代表（現任） 2009年3月 当社 監査役 2016年10月 当社 取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 永津公認会計士事務所 代表 税理士法人マインド・アーキテクト 代表社員 株式会社アイキューブドシステムズ 社外監査役 株式会社DL 社外取締役	— 株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 永津洋之氏は、公認会計士の職務を通じて培われた専門的な知識と豊富な経験を有しております。その見識、豊富な経験と実績に基づき取締役会で発言いただくことにより、特に財務・会計について専門的な観点から経営への監督を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
5	はし もと のり とも 橋 本 法 知 (1954年7月30日生) 社外 独立	1977年4月 三菱電機株式会社 入社 2008年4月 同社 人事部長 2009年4月 同社 常務執行役 人事部長 2009年6月 同社 取締役 常務執行役 人事部長 2012年4月 同社 取締役 専務執行役 経営企画室長 2016年4月 同社 取締役 2016年7月 同社 顧問 2019年5月 当社 顧問 2021年3月 当社 取締役（現任） [重要な兼職の状況] 加賀電子株式会社 社外取締役	— 株
【選任理由及び期待される役割の概要】 橋本法知氏は、グローバルに事業を展開する企業の経営者として、豊富なマネジメント経験と幅広い見識を有しております。その経験や見識を当社の経営に活かし取締役会で発言いただくことにより、経営への監督を通じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永津洋之氏及び橋本法知氏は社外取締役候補者であります。
3. 永津洋之氏及び橋本法知氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって永津洋之氏が5年6か月、橋本法知氏が1年となります。
4. 当社は、永津洋之氏及び橋本法知氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、永津洋之氏及び橋本法知氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、全ての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約にて填補することとしております。当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、永津洋之氏及び橋本法知氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けております。両氏が取締役に再任された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	と つか いづみ 戸 塚 いづみ (1964年1月6日生) 社 外 独 立	1982年 4 月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社IHI) 入社 2016年10月 当社 常勤監査役（現任）	— 株
	【選任理由】 戸塚 いづみ氏は、ISO（International Organization for Standardization）／国際標準化機構のアドバイザーとして取得支援に携わった経験から得たコンプライアンス管理・リスク管理・システム構築における知見を当社の監査に活かし、その職務を適切に遂行できるものと判断して、当社社外監査役として選任をお願いするものです。		
2	と み た か しげ のり 富 高 重 則 (1947年4月2日生)	1965年 4 月 株式会社うかいや 入社 1985年 4 月 当社入社 営業部長 2003年10月 当社 取締役 2016年10月 当社 監査役（現任）	— 株
	【選任理由】 富高 重則氏は、長年にわたる業界での営業及び生産・技術に関する豊富な経験を有しており、その経験から得た知見を当社の監査に活かし、その職務を適切に遂行できるものと判断して、当社監査役として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	いの う え と し お 井 上 利 夫 (1948年4月22日生) 新任 社外 独立	1971年4月 川崎製鉄株式会社 (現 JFEスチール株式会社) 入社 1989年5月 AK Steel Corporation 出向 1999年11月 株式会社本郷 (現 株式会社エイチワン) 出向 2000年12月 同社 取締役 2003年9月 KTH Leesburg Products LLC 出向 2003年10月 同社 社長 2006年10月 KTH Parts Industries Inc. 転籍 同社 社長 2011年6月 同社 退任 2015年1月 スズトクホールディングス株式会社 (現 リバーホールディングス株式会 社) 顧問 2015年9月 同社 社外取締役 2021年9月 同社 社外取締役 退任	— 株
【選任理由】 井上利夫氏は、業界における他社での経営者として豊富な経験を有しており、その経験から得た生産・技術、安全等に関する専門的な知見を当社の監査に活かし、その職務を適切に遂行できるものと判断して、当社社外監査役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 戸塚いづみ氏は社外監査役候補者であります。同氏は、現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年6か月となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けており、同氏が監査役に再任された場合には引き続き独立役員とする予定であります。
3. 井上利夫氏は新任の社外監査役候補者であります。なお、井上利夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、戸塚いづみ氏と富高重則氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、戸塚いづみ氏と富高重則氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、井上利夫氏の選任をご承認

いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、同内容の契約を締結する予定であります。

5. 当社は、全ての監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約にて填補することとしております。戸塚いづみ氏と富高重則氏の両氏が監査役に選任された場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該候補者は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

井上利夫氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

6. 朝生一夫氏は本総会終結の時を以って当社監査役を退任する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
なが はま すむ 長 濱 晋 (1968年5月28日生)	1991年4月 三菱重工業株式会社 入社 1992年9月 長濱会計事務所 (現 税理士法人 Brain Trust) 入所 2006年2月 税理士法人 Brain Trust 代表社員(現任) 株式会社 Brain Trust Consulting 代表取締役(現任) [重要な兼職の状況] なし	— 株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 長濱 晋氏は、税理士として培われた高度な専門的知識・経験を有しており、その経験を活かし、当社の監査体制に反映していただくことを期待し、その職務を適切に遂行できるものと判断して、当社社外監査役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 長濱 晋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長濱 晋氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、長濱 晋氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 長濱 晋氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約にて填補することとしております。長濱 晋氏が社外監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、その場合、当該候補者は次回更新時においても同内容での更新する予定となります。

【ご参考：株主総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス】

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下の通りとなります。

属 性	社外 ・独立	氏 名	当社が特に期待する知見・経験						
			経営 全般	営業 ・マーケ ーティング	生産 ・技術	安全 ・環境	財務 ・会計	人事 ・労務	法務 ・リスクマ ネジメント
取締役		高橋 克実	○	○	○	○		○	
		山崎 喜博	○	○		○	○	○	○
		高橋 守			○	○			
	○	永津 洋之					○		○
	○	橋本 法知	○	○		○	○	○	○
監査役	○	戸塚 いづみ				○			○
		富高 重則		○	○	○			
	○	井上 利夫	○		○	○		○	

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

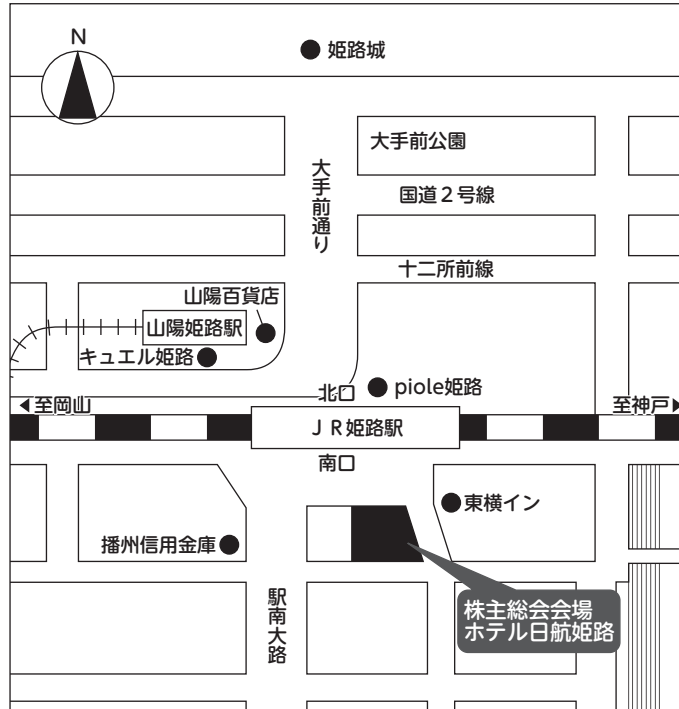
株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県姫路市南駅前町100番

ホテル日航姫路 3階 光琳の間

TEL (079) - 222 - 2231

交通：ＪＲ（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ



当日は駐車券のご用意はございませんので、あしからず
ご容赦くださいませ。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

